

福岡県公報

平成17年8月1日
第2419号

告示

福岡県告示第1460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

- | 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|------------|-------|---------|
| (道路維持課) | | 1 |
| (道路維持課) | | 1 |
| (商業・地域経済課) | | 2 |
| (商業・地域経済課) | | 2 |
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(商業・地域経済課) 2

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗像福	飯塚間線	福津市上西郷686番5先から同市上西郷545番3先まで

福岡県告示第1461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(商業・地域経済課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(商業・地域経済課) 3
- 町の町の区域の変更
(地方課) 4
- 保安林予定森林の所在場所等
(治山課) 4
- 保安林予定森林の所在場所等
(治山課) 5
- 解除予定保安林の所在場所等
(治山課) 5
- 解除予定保安林の所在場所等
(治山課) 5
- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則
(警察本部警務課) 5
- 福岡北九州高速道路債券の定期償還のための抽せんの結果
(高速道路対策室) 6

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
宗像県道宗像海岸線	前	宗像市牟田尻1217番1先から同市牟田尻1225番先まで	後	同上	8.6~9.4	133.5

福岡県告示第1462号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日
平成17年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）

(2) 所在地 福岡県大牟田市東新町1丁目7番 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間

小売業を行う者の名称	変 前	更 後
(株)イズミ イズミフードサービス(株)	午前9時30分から午後10時まで (年60日前半午前9時から午後10時まで) 10時まで	午前9時から午後10時まで
(株)サンリオ 藤久(株)	午前9時30分から午後10時まで (年60日前半午前9時から午後10時まで) 9時まで	午前9時30分から午後10時まで (年60日前半午前9時から午後10時まで) 10時まで
筑邦製茶(株) (有)おしま海産		

福岡県告示第1463号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日
平成17年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン八女

(2) 所在地 福岡県八女市大字蒲原字志ノ江988 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

小売業を行う者の名称	変 前	更 後
(株)イズミ (有)オールドヴィック		
(株)大石物産 (株)キャンパス	午前9時30分 (年60日前半午前9時)	午前9時
(株)サンリオ 江藤産業(株) ニユーウエダ(株)		

報公団體

今里道也

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後10時30分まで (年60日午前8時30分から午後10時30分まで)	午前8時30分から午後10時30分まで

福岡県告示第1464号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン八女

(2) 所在地 福岡県八女市大字蒲原字志ノ江988 外

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
櫛隆勝堂 代表取締役 山口 隆一 福岡県八女市大字蒲原729-1 櫛田屋 代表取締役 下川 健	

福岡県大牟田市新栄町12番地3

U・S・A-101(株)

代表取締役 近藤 賢一郎

丸高衣料㈱

代表取締役 川口 俊治

(株)モリエ

代表取締役 酒井 勝徳

愛知県稲沢市天池五反田町1番地
今里道也

福岡県八女市大字本村1-302-1

福岡県告示第1465号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、変更の届出があつたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）

(2) 所在地 福岡県大牟田市東新町1丁目7番 外

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
櫛メガネのタナカチェーン 代表取締役 下川 健	

福岡県告示

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1468号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字水上7の28、字白石1577の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のもとのする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1470号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

築上郡築城町大字寒田1807の12、1807の14から1807の16まで、1807の18から1807の22まで、2051の63から2051の67まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

公安委員会**福岡県告示第1469号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所
 前原市大字瑞梅寺字フヂ546の1・570の2・572の6・582の3・582の9・字キトク583の5・584・586（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成17年8月1日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県宗像警察署の部原町交番の項中「原町177番地1」を「原町275番地1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑報

福岡北九州高速道路公社公告第2号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条の第1項の規定により公告します。

平成17年8月1日

福岡北九州高速道路公社
理事長 田中康順

銘柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額(千円)
第91回福岡北九州 高速道路債券	100万円	12,940 ~ 13,233 13,735 ~ 13,941	平成17年8月28日	501,000
第96回福岡北九州 高速道路債券	100万円	9,179 ~ 10,219	平成17年8月28日	1,041,000

第3表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然公園整備事業費	71,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。		起債年度から据置期間を含め30年度以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。	79,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。		起債年度から据置期間を含め30年度以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。
砂防事業費	3,671,000	証券発行の場合の発行価格は、額面上とする。発行価格が額面金額を下まわるときは、そのため必要とした額をうめることができる。証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起つてこれにあてる。		3,779,000	証券発行の場合の発行価格は、額面上とする。発行価格が額面金額を下まわるときは、そのため必要とした額をうめることができる。証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起つてこれにあてる。		3,779,000	証券発行の場合の発行価格は、額面上とする。発行価格が額面金額を下まわるときは、そのため必要とした額をうめることができる。証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起つてこれにあてる。
災害復旧事業費	1,114,000	発行価格が額面金額を下まわるときは、そのため必要とした額をうめることができる。この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めて、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。償還財源は事業費も又は一般財源をもってこれにあてる。		1,368,000	発行価格が額面金額を下まわるときは、そのため必要とした額をうめることができる。この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めて、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。償還財源は事業費も又は一般財源をもってこれにあてる。		1,368,000	発行価格が額面金額を下まわるときは、そのため必要とした額をうめることができる。この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めて、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。償還財源は事業費も又は一般財源をもってこれにあてる。
災害援護資金費	*	発行価格が額面金額を下まわるときは、そのため必要とした額をうめることができる。この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めて、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。償還財源は事業費も又は一般財源をもってこれにあてる。		73,333	発行価格が額面金額を下まわるときは、そのため必要とした額をうめることができる。この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めて、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。償還財源は事業費も又は一般財源をもってこれにあてる。		73,333	発行価格が額面金額を下まわるときは、そのため必要とした額をうめることができる。この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めて、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。償還財源は事業費も又は一般財源をもってこれにあてる。
計	182,549,700	他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		182,993,033	他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		182,993,033	他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。(他の地方公共団体との共同発行を含む。)

報公団福

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間を次のとおり指示する。ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等の場合の採捕については、この限りでない。

平成17年7月29日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止期間

1月1日から12月31日まで

2 禁止区域

筑後川本のうち、久留米市安武町大字武島、筑後大堰軸を基線として、基線の上流300メートルから基線の下流300メートルまでの福岡県の区域

3 指示の有効期間

平成17年8月1日から平成22年7月31日まで

17 経金 第219号

平成17年6月22日

福岡県監査委員 福本義雄殿
同 市村昭三殿
同 進谷庸助殿
同 富田徳二殿

福岡県知事 麻生渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年3月29日付16監二第825号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡商工事務所	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、228,437,092円と多額である。	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が多額であることにつきましては、事業を継続している2件については、経営状況を把握し、償還金の増額指導を行っています。</p> <p>民事再生中の1件は、再生計画に基く償還を求めるとともに連帯保証人の資力調査及び督促を行っており、今後も引き続き、収入未済の解消に努めてまいります。</p>
北九州商工事務所	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、1,307,742,146円と多額である。	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が多額であることにつきましては、事業を継続している5件については、経営状況を把握し、償還金の増額指導を行っています。</p> <p>事業を休廃止している10件のうち3件については資産処分の指導及び競売申立を行い、7件については連帯保証人の資力調査及び督促を行っており、今後も引き続き、収入未済の解消に努めてまいります。</p>
飯塚商工事務所	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、1,145,745,604円と多額である。	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が多額であることにつきましては、事業を継続している5件については、経営状況を把握し、償還金の増額指導を行っており、民事再生中の1件は、再生計画に基く償還を求めるとともに、譲渡担保物件からの回収を行っています。</p> <p>事業を休廃止している17件のうち1件については競売申立、16件については連帯保証人の資力調査及び督促を行っており、今後も引き続き、収入未済の解消に努めてまいります。</p>

11 平成17年8月1日 月曜日

福岡県公報

第2419号

発行
福岡県市
(博多区東公園企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東
会区箱
社崎ふ
川頭六
島丁目
弘文四
二社号

定価
一箇月(一
三五〇円
(税込・郵便料別)